

平成29年度 第2回 北海道大規模小売店舗立地審議会第四部会 議事録（概要版）

1 日 時

平成29年9月1日（金） 15時00分～16時15分

2 場 所

上川合同庁舎 4階 展望会議室

3 出席者

(1) 委員及び特別委員

部 会 長 宮原 進（一般財団法人北海道建築指導センター旭川支所事務局長）

副部会長 薄井 タカ子（税理士法人薄井会計代表社員）

特別委員 西島 猛（元株式会社旭川産業高度化センター代表取締役）

特別委員 今野 廣（旭川工業高等専門学校名誉教授）

特別委員 遠藤 孝夫（稚内北星学園大学情報メディア学部教授）

(2) 事務局

上川総合振興局産業振興部商工労働観光課長 工藤 弘行

上川総合振興局産業振興部商工労働観光課主査（商工振興） 下岡 司

上川総合振興局産業振興部商工労働観光課主事 宮木 悠美子

宗谷総合振興局産業振興部商工労働観光課主事 土居 志奈乃

(3) オブザーバー

経済部地域経済局中小企業課商業グループ主幹 作山 誠

4 傍聴者

1名

5 審議事項

(1) 「ホームックニコット利尻店」（利尻富士町）の法第5条第1項（新設）の届出について

(2) 「ケーズデンキ旭川大雪通店」（旭川市）の法第5条第1項（新設）の届出について

6 議事要旨

(1) 「ホームックニコット利尻店」（利尻富士町）の法第5条第1項（新設）の届出について、事務局から審議案件に関する概要等を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から審議を行った。

委員からは特に質疑はなく、施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届出について意見を述べる必要がないものとして、知事に対して別紙のとおり答申することとした。

(2) 「ケーズデンキ旭川大雪通店」(旭川市)の法第5条第1項(新設)の届出について、事務局から審議案件に関する概要等を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から審議を行った。

委員からは、質疑が出されたが、施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届出について意見を述べる必要がないものとして、知事に対して別紙のとおり答申することとした。

(主な質疑)

- ・ 出入口①及び出入口②について、信号機の近さや右折車両の進入による交通渋滞を懸念する意見が出されたが、届出書では渋滞予測の基準値をクリアしているほか、設置者側の対応として、交通整理員の配置などの対策が講じられることを説明。

(3) 事務局から、「DCMホームック永山2条店」(旭川市)の法第5条第1項(新設)の届出について事前説明を行った。

(4) 事務局から次回の開催日程を協議した結果、10月2日(月)15時からとした。また、今年度の審議案件についての連絡を行った。

7 会議資料等

審議会答申文及び審議案件に関する概要は、別添のとおり。

(ホームックニコット利尻店)

(答申)

この届出については、意見を述べる必要がないものと認める。

(理由)

この届出について、当審議会は当該大規模小売店舗の周辺の地域における生活環境の保持の観点から調査審議を行った。

届出書及び添付書類（以下「届出書等」という。）では、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第4条の指針に述べられている配慮事項のうち、届出書等に記載された計画においては、対象としたすべての項目で、大規模小売店舗立地法第4条の指針に沿った配慮がなされており、この届出書等に記載された計画の実施が、周辺の地域における生活環境の保持に支障はないものと認められる。

利尻富士町からは、この指針に定められた事項に対し、届出書等に記載された計画内容について特に意見が述べられず、住民等からの意見も提出されていない。

これらを踏まえ、総合的に判断した結果、上記のとおり答申するものである。

(ケーズデンキ旭川大雪通店)

(答申)

この届出については、意見を述べる必要がないものと認める。

(理由)

この届出について、当審議会は当該大規模小売店舗の周辺の地域における生活環境の保持の観点から調査審議を行った。

届出書及び添付書類（以下「届出書等」という。）では、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第4条の指針に述べられている配慮事項のうち、夜間における騒音の最大値予測で、敷地境界においてドア開閉音が「騒音規制法における夜間の規制基準」を超えるが、受音点となる直近の住居付近で再計算した結果、基準の範囲内の予測となっている。また、それ以外の法第4条の指針に述べられている配慮事項は満たしている。

旭川市からは、この指針に定められた事項に対し、届出書等に記載された計画内容について特に意見が述べられず、住民等からの意見も提出されていない。

これらを踏まえ、法第4条の指針を勧案し、総合的に判断した結果、上記のとおり答申するものである。